

# 第1回 江東区議会汚職防止対策等検討会次第

日時：令和4年9月16日（金） 午前10時～

場所：江東区議会（第一委員会室）

## 協議事項

1 報酬条例の見直し（案）（概要）について (資料1)

(資料2)

(参考1)

(参考2)

2 議員アンケートについて

3 外部有識者について

4 その他

## 汚職防止対策等検討会の設置について

(令和4年9月13日 議会運営委員会決定)

### 1 設置の目的

江東区発注の委託業務の入札を巡り、本区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕、起訴に至った。本区議会としては、再発防止対策を講じるため、以下の通り（仮称）汚職防止対策等検討会を設置する。

### 2 構成

- (1) 本検討会は、会長、副会長を置くものとする。
- (2) 会長は議長をもって充て、本検討会を代表する。
- (3) 副会長は副議長を持って充て、会長を補佐する。また、会長に事故あるときは、その職務を行う。さらに、会長及び副会長ともに事故あるときは、会員が協議の上、会長の職務を代理するものを選任する。
- (4) 会員は各会派幹事長および無所属議員1名とする。

### 3 会議の主宰等

- (1) 会長が会議を招集し、主宰する。
- (2) 会議の傍聴は、江東区議会議員のみとする。
- (3) 会議の議事録を調製し、これを公開することとする。
- (4) 検討状況に応じ、外部有識者（弁護士等）への意見聴取を行うものとする。

### 4 庶務

本検討会に関する庶務は、区議会事務局が行うものとする。

### 5 その他

その他必要な事項は、会長が決定する。

## 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について（概要）（案）

改正の目的：会議等を長期欠席した場合及び逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の扱いについて、現在の条例の一部改正を行う。

1 議会を長期欠席した場合は報酬を支給しない。また、期末手当についても長期欠席した期間に応じて減ずる。

①欠席期間

定例会（開会の日から当該定例会の閉会の日まで）

定例会中の本会議、委員会が対象。閉会中の委員会や臨時会は対象外。

②不支給の始期

要件を満たした日の属する月の翌月

③不支給の終期

会議等出席日の属する月の前月

④適用を除外する事項

公務、出産、疾病（要診断書）等で議長が認めるもの

2 刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合は報酬の支給を停止する。

・支給停止の方法

逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けている期間について、日割りで計算した額の議員報酬及び期末手当の支給を停止する。なお、不起訴・無罪判決が確定した場合は、支給停止分を支給する。



他議会の報酬等支給停止規定の状況について

令和4年9月16日

汚職防止対策等検討会

参考

1

	支給停止				支給停止解除の区分		不支給となる要件	不支給となる期間等		期末手当への反映（停止等の要件は議員報酬と同様）	制定年
	要件	始期	終期	計算方法	不起訴	無罪の判決等 が確定		逮捕等で支給停止となった期間	刑の執行で刑 事施設に収容された期間		
新潟県 見附市	刑事事件の被 疑者・被告人と して逮捕・勾留 その他の身体 拘束処分	処分を受けた日	当該処分が解かれた 日	日割り	○	○	有罪判決 が確定	○		議員活動が できない期 間に応じて 減額して支 給	平成26年
	長期欠席の扱 い	市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等 に出席した日の前日までの期間に応じて減額。180～365日：2割、365～730日：3割、730日～：5割			・公務上の災害、災害その他の 議長が認める場合は適用除外。						
大阪府 寝屋川 市	刑事事件の被 疑者・被告人と して逮捕・勾留 その他の身体 拘束処分	逮捕等により本会 議、委員会等を欠席 した日の属する月	逮捕等を解かれた 後、最初に本会議等 に出席した日の属する 月の前月	月単位	○	○	有罪判決 が確定	○	○	議員報酬の 支給停止月 分は、支給 停止（月割 り）	令和4年
	長期欠席の扱 い	1定例会の本会議、委員会の会議を全て欠席した場合は、定例会 の閉会日の属する月の翌月から全額不支給。			・本会議、委員会に出席したとき は、当該出席した日の属する月 以降から支給する。 ・出産、感染症のり患等議長が 認める場合は適用除外。						
東京都	逮捕等による支給停止規定なし										
	長期欠席の扱 い	1定例会の本会議、委員会の会議を全て欠席した場合は、定例会 の閉会日の属する月の翌月から全額不支給。			・本会議、委員会に出席したとき は、当該出席した日の属する月 から支給する。 ・公務上の災害、災害その他の 議長が認める場合は適用除外。						議員報酬の 不支給月分 は、不支給 （月割り）

# 長期欠席した場合の報酬支給・不支給のイメージ

## 参考 2-1

(例：3定、4定すべての会議等を欠席し、1定において会議に出席した場合)



